

既登録弁理士の継続研修

研修所 所長 伊藤 高英



はじめに

平成 19 年 6 月 12 日に改正弁理士法案が衆議院本会議において可決成立した。これにより既登録弁理士に対する義務研修（継続研修）と登録前義務研修（実務修習）とが平成 20 年度より導入されることとなった。

この法改正に至った背景は、日本弁理士会（以下、「本会」という）が、弁理士を「技術と法律の素養を備えた国際性のある知財専門家」と位置づけ、(1) 弁理士試験と研修によって必要な素養と実務能力を担保していくこと、(2) 弁理士の能力増進を目的として、弁理士に対する時宜に適った義務研修を制度化することを提案したことに始まり、その内容が認められたものであり、喜ばしいことである。

一方の継続研修は、各弁理士（以下、「会員」という）が 5 年間で倫理研修 10 時間、業務研修 60 時間以上を受講することを義務付けており、平成 20 年 4 月 1 日より施行される。

他方の実務修習は、弁理士登録前に、約 72 時間の研修受講を義務付けており、平成 20 年 10 月 1 日より施行される。

本会および会員の責務

本会は、継続研修に対しては全会員（平成 20 年 3 月末現在約 7,700 名）が継続研修を受講することを指導、監督、連絡する責務があり、実務研修に対しては、弁理士登録後は同僚弁理士となる受講者希望者に必要とされる研修を提供する責務がある。

会員は、必要単位数の研修を期限内に受講する責務がある。期限経過しても未受講単位がある会員に対しては一定のペナルティーが課されることとなっている。

研修所の責務

会長より研修事業を付託される研修所としては、約 7,700 名の会員が何らの支障もなく、円滑に、しかも、

受講意欲をもって 5 年間で 70 時間の研修受講を可能とする蓋然性の高い研修科目並びに研修システムを提供する責務がある。

この責務を全うするため、座学・集合研修と e-ラーニング研修とをバランスよく実行し、更に、会員自らによる受講管理ができるシステムを整えることとしている。

座学・集合研修

研修効果の高い研修は講師と受講者がフェイス・トゥー・フェイスで受講できる座学・集合研修であることは論を待たない。特に、(1) 法律や、審査基準等の改正事項に関して特許庁担当者等を講師とする研修、(2) 演習形式を伴う研修（能力担保研修、新人研修のスクーリング、付記弁理士研修（演習）、審決取消訴訟研修、実務修習のスクーリング等）、(3) 討論形式を伴う研修（倫理研修の座学・集合研修、パネルディスカッション等）、(4) 民法・民訴法に関する研修（基礎研修、基礎研修補講、付記弁理士研修（講義）等）、(5) 実演を伴う研修（先端イノベーション研修等）、(6) 研修企画から実行までが短期間の緊急性を要する研修等が挙げられる。会員の資質向上に寄与し得る座学・集合研修を多角的方向より企画・実行すべきと考えている。

e-ラーニング研修

会員の所在地は全国に展開しているために、主として東京、大阪、名古屋地区において実施される座学・集合研修のみによっては、全会員の 5 年間で 70 時間の研修受講を担保することは不可能である。

幸いにも、平成 16 年度より導入している e-ラーニング研修によって、座学・集合研修を受講できない会員においても十分な受講機会を得ることができるようになっている。

継続研修がスタートする本年 4 月には、e-ラーニ

ング研修のために約 100 コンテンツを用意する予定である。その後も、研修科目の分布のバランスを考慮しつつ、少なくとも常時 200 コンテンツが視聴可能となるように、コンテンツの増加を図る予定にしている。

この e-ラーニング研修用コンテンツには、座学・集合研修をビデオ撮りし、その後 e-ラーニング研修用コンテンツに編集するものと、座学・集合研修を行わないで、直接スタジオ収録するものがある。

直接スタジオ収録するコンテンツの代表例としては、倫理研修の e-ラーニング研修部分が挙げられる。この倫理研修の e-ラーニング研修部分は、倫理研修の座学・集合研修に先立って受講することが義務付けられている。

座学・集合研修の内容をその後に編集するコンテンツの代表例としては、法律や、審査基準等の改正事項に関して特許庁担当者等を講師とする必修研修が挙げられる。

受講管理

e-ラーニング研修を実行するために弁理士義務研修支援システム（以下、「支援システム」という）を構築する予定である。各会員は、WEB を通して支援システムにアクセスすることにより e-ラーニング研修を受講できるとともに、自己の研修受講履歴を確認することができる。従って、会員各位が研修受講履歴を自己管理しながら、5年で70時間の研修受講を全うさせるために、本支援システムを役立たせていただきたい。

終わりに

誌面の都合上更なる説明は省略するが、既登録会員に対する継続研修を実行するために各種の説明事項や資料等を纏めた情報が会員各位に対して送付される予定であるので、継続研修の受講にご利用いただきたい。

